

交通事故の治療

[交通事故から治療まで](#)[むちうち症について](#)[交通事故Q&A](#)

オアシスボディケア整骨院グループが運営する『アクア整骨院』『まちの整骨院』『絆整骨院』では、交通事故の治療をおこなっております。むち打ち症、打撲、捻挫、骨折など様々な病症に対して最適な治療をおこなっております。交通事故にあってしまう可能性は誰にでもあります。そんな時に正しい判断と対応を取り、万が一怪我をした場合でも適切な治療が受けられるよう知っておいて頂きたいことがあります。

気が動転している場合でもチェックできるよう、このページをプリントして車に保管してください。

[このページをプリントする](#)

もしも交通事故に遭ってしまったら

交通事故に遭ってしまったら、加害者側も被害者側も気が動転してしまいがちです。

落ち着いて、**まずは人命第一です。怪我人がいればすみやかに救急車の要請、そして警察に電話をしましょう。**

1. 怪我人の救護

 チェック

交通事故が起きた場合は、すみやかに車を停車させて負傷者がいないか確認します。車が自走可能な場合は道路の左に寄せるなどして後続の車を巻き込まないようにします。負傷者がいる場合はすぐに**119番に電話し救急車の要請**をしましょう。

2. 警察に電話

 チェック

たいした事故でなくとも、**110番に電話をして必ず警察**に届けましょう。その時に身体に痛みや違和感のあれば病院に行く旨を警察に申し出てください。『たいした事故ではないから』と警察に通報せず、示談で済ませようとする方もいらっしゃいますが、**保険会社への保険金請求の際に、警察から発行される『事故証明書』が必要**となりますので必ず警察に連絡をしましょう。

3. 相手の確認

 チェック

交通事故の相手の確認をしましょう。

業務中の事故は、運転者だけではなく会社の賠償責任を負う事がありますので、勤務先も必ず確認しましょう。

▼相手の確認事項（記入してもらいましょう）

相手の氏名	
相手の住所	
相手の電話番号	
相手の自動車保険会社名・電話番号	
相手の自動車保険の証券番号	
相手の車両登録ナンバー	
相手の勤務先（会社名）	
相手の勤務先（電話番号）	

4. 目撃者の確保



後方の運転手さんや、通行人など周りで交通事故を目撃した方がいれば、氏名や連絡先を聞いておき、万が一の際に証人になってもらうように依頼しておきましょう。

目撃者の氏名	
目撃者の連絡先	

5. 写メまたはメモをとる



記憶は時間と共に薄れることがあります。記憶が鮮明なうちに写メやメモをとり、現場の状況、住所、などを記録しましょう。

事故現場の住所を記入	
------------	--

事故後の対応について

1. 医療機関・接骨院・整骨院の受診

整形外科またはオアシスボディケア整骨院グループのような交通事故対応の整骨院を受診。

事故直後は興奮状態にあるため、身体の痛みを感じない場合が多く、後になって症状が表れることがよくあります。

事故後、日数がたってから医療機関にかかることも可能ですが、あまり日数が経過してしまうと事故との因果関係がはっきりしなくなってしまうことがありますので、少しでも違和感を感じたらなるべく早めに受診するようにしてください。

※オアシスボディケア整骨院グループを受診した場合、治療費はすべて保険会社に請求しますのでご安心ください。通い方がわからない、どんな症状ならみもらえるのか、どんな治療をするのか、など不安な事や疑問に思うことがあれば、お電話にてお気軽にお問い合わせください。

アクア整骨院

tel. 022-369-3555 / 宮城県仙台市青葉区二日町6-13 グリーンコーポ二日町2F

まちの整骨院

tel. 022-343-1031 / 宮城県仙台市青葉区川平4-2-17-1F

絆整骨院

tel. 022-390-9032 / 宮城県仙台市若林区六丁の目南町8-7 三浦ビル1F

2. ご自身の保険会社に連絡

ご自身が乗っていた車の保険会社に交通事故にあったことを連絡する。

※搭乗者損害保険を請求できる場合があります。









3. 修理工場へ連絡

車の破損修理や代車の手配をしましょう。

自動車保険とは？

自動車保険は大きくわけて「**自賠責保険（強制保険）**」と「**任意保険**」があります。

自賠責保険は、自動車（車、バイク）を使用する際に、契約が義務づけられています。任意保険は義務ではありませんが、自賠責保険で補償されない部分を補うための保険です。ご自身の加入している保険会社へ連絡をして、確認をしましょう。

	相手方への補償		ご自身の補償	
	死傷	車両・物	死傷	車両
自賠責保険	 障害120万円まで 死亡3,000万円まで 後遺障害4,000万円まで			
任意保険	 対人賠償	 対物賠償	 人身傷害 搭乗者傷害 など	 車両保険

保険・補償に関して

- ・加害者が任意保険に加入しているかも確認をしておきましょう。
- ・もし加害者が任意保険に加入していなくても、「被害者請求」をすることができますのでご相談ください。
- ・治療費以外にも、交通費、レンタカー、メガネ代、入院雑費、休業補償（主婦の方でも）などが保険で支払ってもらえる場合があります。交通事故に関連した出費の領収書はすべて保管しておいてください。

